

(仮称)調布市行政手続デジタル条例(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和3年10月6日(水)～令和3年11月5日(金)
- (2) 周知方法 令和3年10月5日号・10月20日号市報及び市ホームページ, 市ツイッター, 市デジタル行政推進課公式note
- (3) 資料の閲覧場所 文化会館たづくり西館4階 デジタル行政推進課, 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 神代出張所, 教育会館1階
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメールで市役所デジタル行政推進課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 14件(3人)
- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

項目	No	御意見の概要	市の考え方
基本的な考えなど	1	<p>基本理念として「住民福祉の向上に資するための行政手続きの簡素化・効率化を推進するため、書面で行うとされている手続きについて、デジタル技術の活用による手続きも併せて可能とする」、「個々の手続きのデジタル化については市民との情報共有を図った上で市民合意の形成を図った上で進める」、「デジタル化の推進にともなう市民一人一人の個人情報コントロール権の保証については別に個人情報保護条例に定める」などが必要だと考える。</p>	<p>・本条例における基本的な考え方としては、市民が行う手続きや届出における負担を軽減し、市の事務を簡素化・効率化するとともに、手続きや届出の「もれ」や「遅れ」を無くすことにより、市民が享受すべき権利を尊重し、市民福祉の向上を図ることを、調布市の「努力義務」として明示することにあると考えております。</p>
基本的な考えなど	2	<p>(1)で「既提出情報の提出省略」以外の「手続き全体のデジタル化」、「手続きの一括化」を定めることは今の状況では拙速である。こうした内容を定めるにあたっての市民的な情報共有・議論は不十分であり反対。個人情報保護や情報の自己コントロール権の観点、災害時、デジタルデバインドへの対応など多面的な検討が行われるべき。</p>	<p>上記1の基本的な考え方に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取り扱いについて、個人情報保護条例等を踏まえ、市民の権利を保護して参ります。 ・急速な地域社会のデジタル化の流れの中においては、災害時の対応やデジタルデバインド対策など、市民との情報共有や議論は重要と考えており、これまでの市民主体の地域情報化をめぐる中で意見交換を踏まえ、引き続き検討して参ります。
デジタル技術の活用の目的	3	<p>行政のデジタル化推進そのものを条例の目的にすることは、市民福祉の向上や権利の点から行政のデジタル化の問題についての検討・審議・議論の場を奪うことになる可能性が大きい。市民福祉の向上、市民の基本的権利の擁護・実現に資するための手段としてのデジタル技術の活用のための条例であるという点をはっきりさせておく必要がある。</p>	<p>・条例の第1条において、「デジタル技術を活用した手続き等の推進により、市民等の利便性の向上を図るとともに、行政事務の簡素化及び効率化を図り、もって市民福祉の向上を図ること」と明確に目的を定めます。デジタル技術の活用した手続き等の推進は、同目的のための手段であると考えております。</p>
外部の意見	4	<p>(本条例の検討に当たっては)外部の意見も反映しやすいよう民間(市民や個人もしくは専門家)から参画者を募集すべき</p>	<p>・既に示されている「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」※に基づく国や近隣自治体の動向、デジタル行政の推進における外部の専門家の助言等を参考にしながら、検討を行っております。</p> <p>※いわゆる「自治体DX推進計画」で、総務省が、令和2年11月より、各地方自治体が、情報システムの標準化、行政手続きのオンライン化などについて計画的に取り組む方策を検討するため、「地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会」での議論を踏まえ策定したもの</p>

はんこレス	5	はんこレスに関する記述がない	・オンライン申請やマイナンバーカードの電子署名機能等を利用して本人確認を行うことで、押印は不要になると考えており、規定しておりません。
マイナンバーの活用	6	市民税や固定資産税は届出した金融機関から引き落としがされるが、別の助成金や祝い金の支給にあたっては、再度金融機関の通帳の提示や振込先の確認を求められるのが現状。マイナンバーの活用によって、行政内部の情報連携を行い、何度も市民から同じ情報を提出させるようなことがなくなれば、市役所の事務効率化は大幅に進むと考える。	・市民の利便性の向上及び市役所の事務の簡素化及び効率化のため、個人情報の取り扱いなど、情報セキュリティに留意しながら、添付書類の提出の見直しを目指して参ります。
セキュリティ	7	(3)のオンラインでの本人確認について カード盗難等があった場合、パスワードとマイナンバーカードだけの認証では不十分ではないのか？	・オンラインにおける申請内容に応じて、適切な情報セキュリティ対策に努めて参ります。
セキュリティ	8	(4)について、自宅や公的機関以外での端末操作でのスキミング防止などの対策はどうするのか。 ※スキミング＝磁気カードの情報を不正に読み取ること（広辞苑第七版からの引用）	・上記7のとおり
情報の入手、参照	9	(5)に関連して、市に提出済みの情報を別の申請等のために入手するにあたって、本人同意の取得や参照手続は公務員が行うことが必要と考えるが、条例に定めるのか？	・上記6で示したとおり、市に提出済みの情報を別の申請等に利用することは、市民の利便性のため有効なことと考えますが、一方で個人情報の目的外利用に当たるため、本条例制定後においても、法令等に基づき、適切な手続が必要となると考えております。
監理団体・公表	10	書面での手続をデジタルでも併せて実施可能とするための通則的な条例を定めることが趣旨になっているが、主な制定内容(6)(7)にはデジタル手続の推進を事実上義務付ける内容が含まれている。デジタル化の推進そのものを目的とする条例制定は今後の政策判断を縛るものになり、やるべきではない。	・本条例は、市民の利便性の向上と市役所の事務の簡素化及び効率化を目的とした、デジタル技術の活用した手続等を規定しているものです。 （6）については、市民の利便性の向上のため、監理団体におけるデジタル技術の活用を規定しているものです。また、（7）についても、市民の利便性の観点から、デジタル技術の活用した手続等の推進等について公表するものです。
監理団体	11	(6)に関して、あくまでデジタル化そのものは手段なので「監理団体がその目的を達成するために必要なデジタル技術の活用を行う。」という内容にすべき	・上記10後段のとおり

公表	12	(7)の記載を変えるべき。例えば「市長は行政におけるデジタル技術の活用の状況について毎年度一回以上公表するものとする」など。	・手続等におけるデジタル技術の活用の推進状況の公表について、進捗状況に応じて公表することとします。
公表	13	デジタル化の推進状況について1年に1回とあるが、市民への認知度を高めるためにも頻度を増やすべき	・上記12のとおり
デジタル化	14	条例でのデジタル化という言葉の定義が極めてあいまい。	・パブリックコメントでの御意見を踏まえ、「デジタル化」の表現は用いず、「デジタル技術の活用」などの表現に変更します。